

※この法令は廃止されています。

平成二十五年政令第五号

平成二十五年政令第五号は、平成二十五年四月一日から施行する。この政令は、公布の日から施行する。

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十五年政令第五号における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十三とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十五年政令第五号における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

第三条 平成二十五年政令第五号における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月三十一日政令第一六四号）

この政令は、公布の日から施行する。